

砺波市告示第90号

砺波市芸術・文化大会出場激励金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

砺波市長 夏野 修

砺波市芸術・文化大会出場激励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における芸術・文化の振興を目的に、芸術・文化に係る国際大会又は全国大会（以下「大会」という。）に出場する団体又は個人に対し、予算の範囲内において交付する砺波市芸術・文化大会出場激励金（以下「激励金」という。）について、砺波市補助金等交付規則（平成16年砺波市規則第31号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付対象大会)

第2条 激励金の交付の対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当するもの（親善、交歓等を目的とするものを除く。）とする。

- (1) 県又はブロックごとの予選大会がある大会
- (2) 国又はそれに準ずる機関が主催する大会（富山県内で開催するものを除く。）

(交付対象者)

第3条 激励金の交付の対象となる者は、前条に規定する大会に出場する団体又は個人であって、市内に住所を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、職業として当該技芸を行う者及び市税を滞納している者は、激励金の交付の対象としない。

(激励金の額)

第4条 交付する激励金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 激励金の交付を受けようとする個人（その者が未成年である場合は、その者の保護者）又は団体の代表者（以下「申請者」という。）は、当該大会の開催日の前日までに、砺波市芸術・文化大会出場激励金交付申請書（兼請求書）（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 当該大会の実施要項又はこれに準ずるもの
- (2) 予選大会の実施要項又はこれに準ずるもの（予選大会を経て当該大会に出場する場合に限る。）
- (3) 当該大会に出場することを証するもの（賞状、認定証等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書について、内容を審査し適当と認

書式変更 野原 大輔
インデント：行頭：1字 / 行末：0 mm / 先頭：0 mm

めたときは、激励金の交付の決定をし、砺波市芸術・文化大会出場激励金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、速やかに激励金を交付するものとする。

（結果報告）

第7条 激励金の交付を受けた者は、当該大会の終了後1箇月以内に、砺波市芸術・文化大会出場激励金交付結果報告書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- （1） 結果一覧等当該大会の状況がわかる書類
- （2） 当該大会の出場団体・出場者名簿
- （3） その他市長が必要と認める書類

（激励金の返還）

第8条 激励金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、交付を受けた激励金の全部又は一部を返還するものとする。

- （1） 申請内容に虚偽又は不正があった場合
- （2） 当該大会が中止となった又は当該大会に出場できなくなった場合
- （3） その他市長が認めた場合

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、激励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

| 区分 | | 交付額 | |
|------|---------|-------------|--|
| | | 個人として参加する場合 | 団体として参加する場合 |
| 国際大会 | 国内開催の大会 | 20,000円 | 別途協議 |
| | 国外開催の大会 | 30,000円 | |
| 全国大会 | | 10,000円 | 10人未満 50,000円 10人以上15人未満 70,000円 15人以上 100,000円 |